

袖環審第6号

平成28年3月29日

袖ヶ浦市長 出口 清 様

袖ヶ浦市環境審議会会長 日浦 博昭



「(仮称)千葉袖ヶ浦火力発電所1, 2号機建設計画 環境影響評価方法書」
に対する意見について。(答申)

平成28年2月17日付け袖環第2718号で諮問のあった標記のことについて、
別紙のとおり意見を取りまとめたので答申します。

「(仮称)千葉袖ヶ浦火力発電所1, 2号機建設計画 環境影響評価方法書」
に対する意見 (答申)

当該事業は、合計出力200万kWという国内最大級の石炭を燃料とする火力発電所を建設する計画である。

事業計画は、最新のコンバインドサイクル天然ガス火力発電に比べばい煙等の排出量が非常に大きい微粉炭燃焼方式を採用している。

また、事業計画地は、既に大規模工場が多く存在する石油コンビナート地域にあり、かつ施設から約1kmの距離には住宅地も存在し、さらに閉鎖性水域である東京湾に面するとともに、光化学スモッグの多発する地域でもある。

これらのことから、事業者は地域の特殊性を鑑み、当該事業については環境に最大限配慮する必要があり、環境影響評価は、より慎重かつ詳細に行われるべきである。

袖ヶ浦市環境審議会では、慎重に検討を行った結果、下記の事項について所要の措置を講ずる必要があると判断する。

記

1 総括的事項

- (1) 事業計画の具体化にあたっては、既存の実用化された技術の採用に留まることなく、随時環境の保全に関する最新の知見を取り入れ、未利用の技術を含めた最良の利用可能技術の導入について検討し、石炭火力発電における先進的な役割を果たすよう努め、より一層の環境負荷の低減を図ること。
- (2) 特に閉鎖性水域である東京湾は、既に沿岸部に大規模工場が多く存在し、多量の温排水等が排出されるなど環境負荷が高い地域である。これら地域の特殊性を鑑み、温排水や温室効果ガス等の発生については、より一層の削減及び環境負荷の低減が図られるよう望む。
- (3) 近隣において、別の石炭火力発電所の設置計画があり、現在並行して環境影響評価の手続きが進行している。このような複数の施設計画がある場合の評価手法等について明示し、適切に事業者を指導する必要があると考える。ついては、袖ヶ浦市長から環境影響評価を所掌する国又は県に対し、必要な措置を講ずるよう要望するなど、対応を検討願いたい。

2 各論

(1) 大気環境について

- ① 当該施設の稼働に伴う光化学オキシダント及び二次粒子生成を含めた粒子状物質への影響を最大限回避するため、ばい煙等の一層の削減を検討すること。
- ② ばい煙処理設備については、機器等の構成、処理能力、処理効率等を明らかにし、現時点で利用可能な最良の技術的方法であるとした理由をわかりやすく説明すること。
- ③ 当該施設の稼働に伴う光化学スモッグ発生の増加を心配する市民の声は多いことから、その発生の原因のひとつとなる多環芳香族炭化水素を含む揮発性

有機化合物などについても、燃焼後の再生成の可能性等、排出実態を調査研究し、結果を明示すること。

- ④ 微小粒子状物質について、現状を調査、把握し、準備書作成までに予測手法が確立された場合には、適切に予測及び評価すること。
- ⑤ 施設の稼働に伴う重金属等の微量物質について、排ガス中のばいじん中の比率を用いて換算するとしているが、水銀に係る予測にあつては、環境省が実施している水銀大気排出実態調査等も踏まえ、気体状水銀も含めた排出実態を正確に把握した上で予測・評価を行うとともに、必要に応じ排出削減対策を検討すること。
- ⑥ 使用する石炭の重金属等の微量物質について、ばい煙処理による除去効率を明らかにし、それらの含有量の許容限度等、原料炭に求められる規格（性状）を明記すること
- ⑦ 石炭粉じんの飛散防止について、搬出入口や密閉型コンベアの構造等、具体的な環境保全措置内容を明示すること。

(2) 水環境について

- ① 温排水を排出する東京湾は閉鎖性水域であり、既に当該水域内の多くの工場から温排水が排出されていることから、温排水の排出にあつては排出熱量の削減に努めること。
- ② 温排水の拡散予測については、潮汐・潮流等を考慮したそれぞれのケースについて行うこと。
- ③ 冷却水の取放水により、水環境や生物環境への影響がないか、またはその程度が極めて小さいことを具体的に明らかにして、その根拠を示すこと。なお、事業内容の具体化の過程において、環境影響が予想された場合は、調査、予測及び評価を行うこと。

(3) その他

- ① 南袖地区に計画されている石炭灰有効利用設備等の内容を明示し、当該設備による影響（大気環境、廃棄物等）について、個別に必要な調査を実施し、予測及び評価をすること。
- ② 石炭灰海底輸送トンネルの掘削に伴う影響（海生生物、残土等）について、個別に必要な調査を実施し、予測及び評価をすること。
- ③ 供用時の事後調査については、大気質、水質のみならず温排水や温室効果ガスについても詳細かつ継続的に行い、結果を市民にもわかりやすい形で公表すること。

環境基本計画
年次報告書

令和2年度版
(令和元年度の取組)

袖ヶ浦市

目 次

1. 環境基本計画年次報告書（環境レポート）の趣旨	1
2. 環境基本計画の概要	2
(1) 計画の目的	2
(2) 計画の期間	2
(3) 計画の対象範囲	2
(4) 袖ヶ浦市が目指す望ましい環境像と取組方針	3
3. 袖ヶ浦市の概況	
(1) 人口・面積等	4
(2) 袖ヶ浦市の環境の課題と取組	5
4. 環境施策の推進状況	
(1) 自然環境・みどり	6
(2) 大気環境(有害化学物質)	9
(3) 河川・水環境	15
(4) 景 観	19
(5) 環境美化・ごみ問題	21
(6) 放射能	26
(7) エネルギーと地球温暖化(地球環境問題)	27
(8) 環境教育・市民意識	30
(9) 協働・パートナーシップ	32
5. 評価及び公表	34

1. 環境基本計画年次報告書（環境レポート）の趣旨

袖ヶ浦市では、平成11年に制定した袖ヶ浦市環境条例第8条に基づき、袖ヶ浦市総合計画に示す本市の将来像を、環境面から実現していくため、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための計画として、環境基本計画を平成14年度に策定しました。

環境基本計画は、環境保全の観点において最も基本となる計画であり、その実効性を確保していくためには、計画の進行管理が重要です。

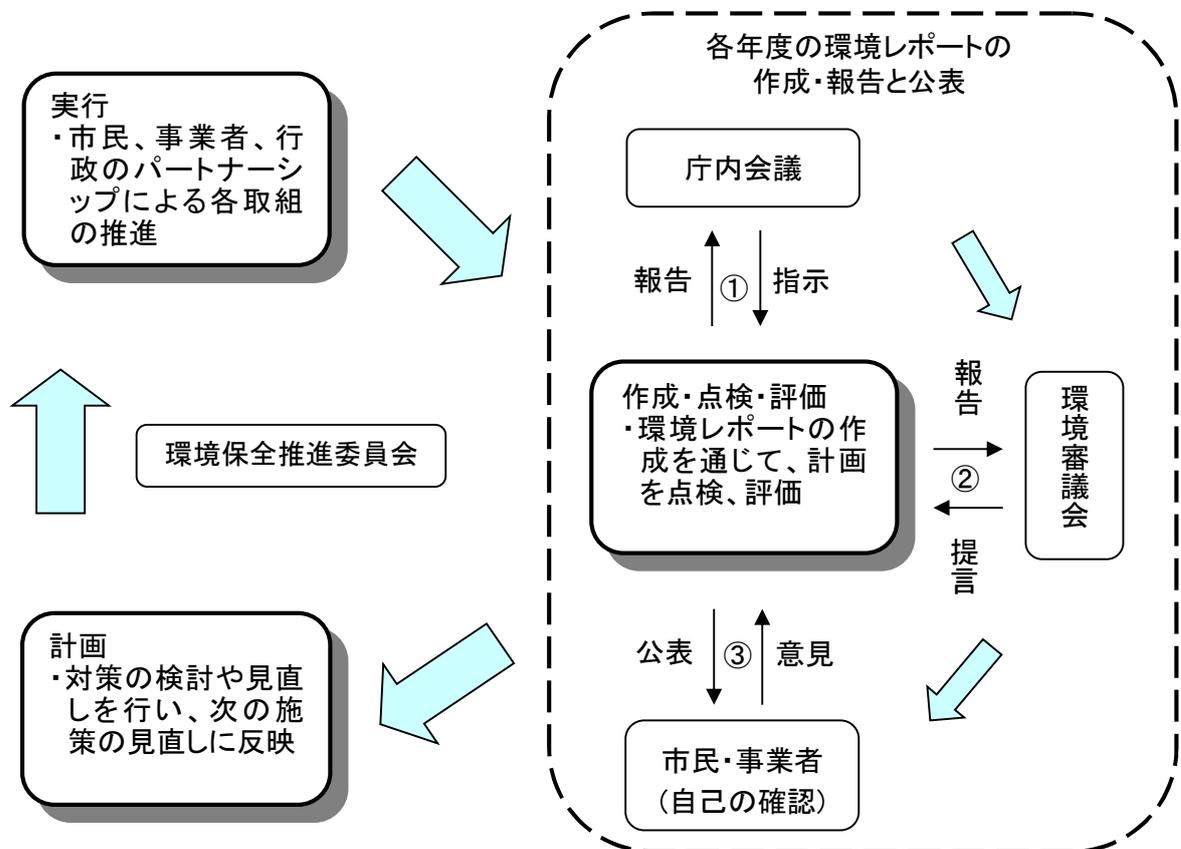
そのため、目標や指標を効果的に活用するとともに、各推進組織により本計画の進行管理を行うこととなっています。

この環境基本計画年次報告書（環境レポート）は、環境基本計画に基づき実施された施策の状況等について、点検・評価し、その結果を公表することにより、市民・事業者と情報を共有するとともに、次年度以降の取り組みや、計画の見直し検討につながるものです。

なお、報告書の形式については、本計画の策定時において、市民・事業者等で構成されていた環境市民会議の意見を反映しました。

この報告書は、令和元年度の取組について取りまとめたものです。

環境基本計画の進行管理の仕組み



2. 環境基本計画の概要

(1) 計画の目的

環境基本計画は、長期的な目標のもと、市民、事業者及び行政が協働して、環境分野全般にわたって総合的かつ計画的に取組を推進していくことにより、自然と共生した持続可能な社会を築き、本市の環境をより良いものとして将来の世代に引き継ぐとともに、市民の健康で豊かな生活を実現することを目的としています。

(2) 計画の期間

環境問題への取組は長期的な視点に立つことが重要です。そのため、本計画の計画期間は、平成15年度（2003年度）から令和4年度（2022年度）までの20年間としていましたが、平成27年に採択された持続可能な開発目標（SDGs）等の国際的な動向、国の第五次環境基本計画の策定等の国内の動向等の変化に対応するため、令和2年度を初年度とする12か年の第2次袖ヶ浦市環境基本計画を策定したことにより、本計画の期間は令和元年度を最終年度としています。

(3) 計画の対象範囲

計画の対象とする地理的範囲は、本市全体としますが、環境問題は広域的に関係していることから、周辺地域の環境や地球環境も考慮したものとなっています。

対象とする環境の範囲は以下に示すものを基本とし、それに関係する私たち人間の諸活動を含むものとしています。

自然環境	自然的要素に関わる環境	・ 緑 ・ 地形、地質 ・ 景観	・ 水環境 ・ 動植物
生活環境	生活環境要素の状況とこれに対する生活からの負荷に関わる環境、日常生活に関わる環境	・ 大気 ・ 悪臭 ・ 廃棄物 ・ 放射能	・ 水質 ・ 騒音 ・ 交通
地球環境	地域からの配慮が必要な地球規模での環境問題	・ 地球温暖化 ・ オゾン層破壊	・ 酸性雨

(4) 袖ヶ浦市が目指す望ましい環境像と取組方針

環境保全の取組は長期にわたって持続的に実施することが重要であり、また市民のライフスタイルや社会経済システムの変革も含めて進めていく必要があります。

そのような観点から、9つの環境項目を設定し、それぞれの項目に対して、将来的に目指していく「望ましい環境像」と取組方針を以下のとおり定めています。

環境の項目	望ましい環境像	取組方針
1 自然環境・みどり	ホタルやカブトムシの生息する豊かな環境が残るまち	1-1 今ある自然環境をできるだけ残す 1-2 農地がもつ動植物の生息地としての機能を保全する 1-3 生物の生育環境と緑を育てる
2 大気環境 (有害化学物質)	澄んだひかりかがやく空をあおぎ、おいしい空気がすえるまち	2-1 大気環境・有害物質の監視を継続する 2-2 交通による大気汚染、騒音・振動を解消する 2-3 悪臭対策を進める
3 河川・水環境	安心してのめる水、清らかな小櫃川の流れ、釣りや水あそびのできる水辺のあるまち	3-1 水循環への負荷を減らす 3-2 河川、ため池など水環境とのふれあいを確保する
4 景観	富士山のみえる田園風景が残るまち	4-1 袖ヶ浦らしい景観を残す 4-2 袖ヶ浦の景観資源を発見する
5 環境美化・ごみ問題	ポイ捨て、不法投棄を許さないまち 市民一人ひとりがごみ出しのルールをまもり、ごみの減量化につとめるまち	5-1 ポイ捨て、不法投棄を徹底して監視する 5-2 ポイ捨て、不法投棄しづらい環境をつくる 5-3 リデュース、リユース、リサイクル、リフューズによりごみを減らす
6 放射能	放射能の心配がない安心して暮らせるまち	6-1 放射能汚染の監視をする 6-2 放射能汚染の低減を図る
7 エネルギーと地球温暖化 (地球環境問題)	市民、事業者、市が、日々の生活、業務のなかで、地球温暖化など環境を考えたライフスタイル、事業活動の選択をするまち	7-1 自家用車依存を軽減する交通整備を進める 7-2 地球温暖化を意識したエネルギー利用を進める 7-3 環境を考えたライフスタイルの選択をする
8 環境教育・市民意識	市民一人ひとりが、環境に対して高い意識をもち、環境を考えたライフスタイルの選択をするまち	8-1 未来を担う子どもたちへの環境教育を進める 8-2 大人が環境について学び、行動する機会を確保する
9 協働・パートナーシップ	公共の担い手として、市民が積極的に活動するまち 企業・小売業・消費者・市が協力、協働するパートナーシップがあるまち	9-1 市民、事業者、行政の協働、コミュニケーションの機会を確保する 9-2 市民、事業者の活動を支援する

3. 袖ヶ浦市の概況

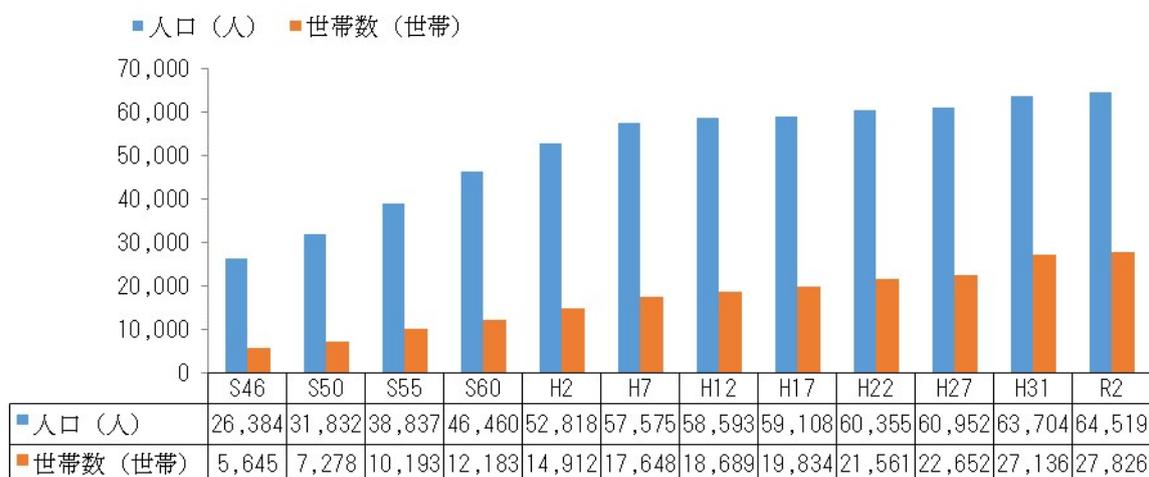
(1) 人口・面積等

人 口	令和2年4月1日現在	国勢調査(平成27年10月1日)
	64,519人	60,952人
	男 32,657人 女 31,862人	男 30,660人 女 30,292人
世 帯 数	27,826世帯	22,652世帯
産 業 別 人 口 (平成27年国勢調査)	第1次産業 1,304人 (4.4%) 第2次産業 8,095人 (27.4%) 第3次産業 19,150人 (64.9%) 分類不能 985人 (3.3%)	
地 勢	面積 94.93 km ² 周 囲 84.5 km 海岸線 28.7 km 広ぼう 東西 14.0 km、南北 13.5 km	
市役所の位置	東経 139度57分27秒 北緯 35度25分36秒	
平和都市宣言	平成2年6月15日採択、同年12月10日宣言	
環境保全都市宣言	平成3年3月15日採択、同年6月14日宣言	
姉妹都市	イタジャイ市(ブラジル連邦共和国 サンタカタリーナ州) 昭和54年1月31日締結	

人口・世帯数推移

※S46は10月末日現在、平成31年及び令和2年は4月1日現在の人口、それ以外は国勢調査による人口

人口・世帯数推移



(2) 袖ヶ浦市の環境の課題と取組

本市では、古くから、農林水産業を中心に人々の生活が営まれてきましたが、昭和40年代後半の高度経済成長期に入ると、臨海部が日本を代表する重化学コンビナートである京葉臨海工業地帯の一部となり、産業経済活動が飛躍的に発展しました。この過程で大気や水の汚染などによる生活環境の悪化、宅地開発などによる身近な自然の改変、貴重な動植物の消失などが問題となりました。

市では、主要工場との公害防止のための協定締結や環境条例、各種法律による公害防止対策を強く進めるとともに袖ヶ浦市緑の保全及び推進に関する条例などを制定し、開発に伴う自然環境の悪化の防止に努めてきました。その結果、産業活動に伴う環境問題の解決や自然環境の保護について、一定の成果を収めてきました。

その一方、人口の増加に伴って市北西部を中心に都市化が進行し、生活様式の変化、消費活動の拡大が進んだ結果、近年の環境問題は、自動車の排ガス、生活排水による水質汚濁、ごみの排出量の増大、化石燃料の消費による温室効果ガスの排出など、生活による環境への負荷が大きくなってきています。

大気環境について言えば、公害対策や排気ガス対策が進んだ反面、自動車の数は大幅に増えています。その結果、自動車の利用や産業活動により発生する大気汚染物質や、それらが環境中で化学反応を起こすことにより発生する光化学スモッグといった課題が現在も残っています。そして産業活動のために利用される化学物質が人間の健康及び自然環境へ与える影響についても常に注意していく必要があります。

また、水環境への負荷についてみると、工業排水の対策のほか、家庭からの生活排水についても、下水道等の整備や合併処理浄化槽の普及などにより改善されています。

しかしながら、東京湾の水質の汚濁が未だ見られることから、引き続き、市民、事業者、行政が協力して取り組んでいく必要があります。

さらに、海岸の埋立てや開発行為による自然環境の変化、休耕田の荒廃や人と自然との関わりの変化による在来の動植物の減少や、外来種をはじめとした有害鳥獣の増加などが、私たちの身近な環境問題となっています。その原因は、開発・過度の土地利用・汚染等の人類の活動に伴う直接的な影響だけでなく、里山の荒廃など人類の活動の縮小や生活スタイルの変化によるところが少なくありません。

一方で、ごみの不法投棄やポイ捨て、ごみ出しルールの無視や自家焼却、近隣騒音や犬の糞の放置など、個人の良識に係る環境問題も見逃すことができません。

これらのことを認識し、行政、事業者、市民一人ひとりが、社会の在り方、自らのライフスタイルを見直し、望ましい環境像の実現を目指して、良識ある行動をとっていくことが必要です。

4. 環境施策の推進状況

環境基本計画には「取組指標」が示されていますが、計画策定時のアンケート調査から設定した値など毎年度の評価に適さない指標があります。このようなことから、本報告書では、環境市民会議の意見を反映して、平成20年度に設定した環境項目ごとの「環境指標」によって評価しています。

また、環境指標以外で、参考とすべきものとして「その他指標の推移」を掲載しています。

評価は、環境基準があるものは、それを達成していれば「○」、達成していなければ「×」とし、環境基準がないものは、基準年度と比較して良くなっていれば「○」悪くなっていれば「×」、変化がほとんど無ければ「△」を表示しています。

(1) 自然環境・みどり

～ホタルやカブトムシの生息する豊かな環境が残るまち～

袖ヶ浦の姿が大きく変わったのは、ここ半世紀程度のことであり、それまでは、小櫃川の砂州から小櫃川沿いに広がる肥沃な水田、内陸部（特に段丘上部）の畑地、海岸部の干潟というのがまちの姿でした。

昭和41年から、京葉臨海工業地帯の一翼を担う形で、臨海部の埋め立てがはじまったのに呼応し、昭和44年から昭和46年に掛けて、臨海部工業地帯及び都心部への通勤者の居住地として、福王台、蔵波台、長浦駅前の住宅地造成が始まりました。

埋立地の造成と工場の立地、住宅地の造成が進む中で、臨海部の工業地帯、内房線に沿った住宅地、水田地帯と里山風景という現在のまちの姿が形作られてきました。

平成3年には、市制が施行され、平成7年に館山自動車道の供用、平成9年に東京湾アクアラインの供用、平成25年に圏央道の供用が始まり、また、平成23年から、袖ヶ浦駅海側の宅地造成が始まり、本市の現在の姿となっています。

この項目の取組状況等として、(P. 7)「水と緑の里整備」におけるボランティアは、作業回数は19回、1回当たりの平均参加人数は28名、延べ参加者数は527名であり、令和元年台風第15号等の影響もある中、多くの方に参加していただきました。(P. 7)「アライグマ等外来生物の駆除」では、ワナを増やしたことなどから、アライグマ・ハクビシン合計駆除数が、本計画を改訂した平成25年度以降最多となった昨年261頭に次ぐ多さとなり、250頭でした。(P. 8)「新たな開発地等における緑地保全協定の締結」の二社協定は、昨年度の119社から5社増加し、124社となりました。(P. 8)「緑が多いと感じる市民の割合」は、84%となり増加しています。

(1)－1 今ある自然環境をできるだけ残す

○実施する施策	令和元年度取組状況
○水と緑の里整備	(環境管理課) ・蔵波小鳥の森の維持管理に努めた。 ・椎の森工業団地内自然環境保全緑地について 造成緑地草刈委託 17, 126 m ² (環境保全緑地分 600 m ² 含む。) ボランティア募集、軽作業の実施 (月 2 回) 作業回数 19 回 参加者 527 名 平均約 28 人/回
○公共施設における緑地の適正管理	(都市整備課) 公園・緑地を適正に管理し、緑の保全に努めた。 (環境管理課) 水と緑の里について、除草委託のほかボランティアによる 除草作業などを行った。
○保存樹木等指定拡充と助成制度の見直し	(環境管理課) 新規指定無し 【参考】令和元年度末指定状況 指定樹木 185 本 指定樹林 9.7ha
○アライグマ等外来生物の駆除	(農林振興課・環境管理課) アライグマ・ハクビシン合計駆除数 250 頭
○ボランティアを活用した里山の保全、整備の検討	(環境管理課) 椎の森自然環境保全緑地について、ボランティアを募集 し、協働による下草刈等の軽作業月 2 回を目途に実施。 延べ 19 回 527 人参加 平均約 28 人/回

(1)－2 農地が持つ動植物の生息地としての機能を保全する

○実施する施策	令和元年度取組状況
○農村環境計画に基づく事業実施	(農林振興課) ・県営経営体育成基盤整備事業 (武田川下流地区) 事業年度 H24～R4 受益面積 120 ha R1 事業内容－区画整理 27.9 ha ・県営経営体育成基盤整備事業 (浮戸川上流Ⅲ期地区) 事業年度 H25～R2 受益面積 54 ha R1 事業内容－換地業務、一時利用地指定等
○農業担い手の育成	(農林振興課) 認定農業者制度 (R1 年度末 157 名) 新規・再認定 27 名
○農地の多面的効果の啓発、広報	(農林振興課) 国、県からの広告物による啓発
○遊休農地、荒廃農地の調査	(農業委員会事務局・農地利用最適化推進委員・農林振興課) 農地利用状況調査を実施

(1)－3 生物の生息環境と緑を育てる

○実施する施策	令和元年度取組状況
○緑のネットワークづくり基本構想の推進	(都市整備課 他) 各担当課にて、広域農道のフラワーライン化、農村公園整備等の拠点づくりを進めている。
○都市公園の整備	(都市整備課) 袖ヶ浦駅海側地区5号公園他1公園を供用開始した。 (計679㎡増)
○新たな開発地等における緑地保全協定の締結	(環境管理課) 緑化協定 三者協定 70社 二者協定 124社 面積 186ha
○水と緑の里整備	(環境管理課) ・葦波小鳥の森の維持管理に努めた。 ・椎の森工業団地内自然環境保全緑地について造成緑地草刈委託 17,126㎡(環境保全緑地分600㎡含む。) ボランティア募集、軽作業の実施(月2回) 作業回数19回 参加者527名 平均約28名/回

環境指標

環境指標	指標の算定方法等	評価方法	基準値 基準年度 (H17)	R1	評価
緑が多いと感じる市民の割合	市民意識調査	基準年度より増	78.6%	84.0%	○
保存樹林面積	緑の保全及び推進に関する条例に規定する保存樹林	基準年度より増	11.7ha	9.7ha	×
保存樹木指定数	緑の保全及び推進に関する条例に規定する保存樹木	基準年度より増	161本	185本	○
市民一人当たりの都市公園面積	都市計画区域内の市民ひとり当たりの都市公園面積	基準年度より増	12.9㎡	12.6㎡	△

備考：市民一人当たりの都市公園面積は、評価が「△」となっています。これは都市公園の面積は増加しているものの、人口の増加率がこの面積を上回っているため、面積が0.3㎡減少しています。

その他の指標の推移

指 標	指標の算定方法等	基準年度 (H17)	H30	R1
緑地保全協定による緑地面積	三者協定＋二者協定面積	173 ha	186 ha	186 ha
生垣設置補助件数	補助件数 補助金額	22 件 768 千円	0 件 0 円	—
自然環境保全緑地ボランティア参加者数	ボランティア参加者数：作業回数及び延べ人数	339 人 19 回	616 人 20 回	527 人 19 回
森林機能強化対策事業（下刈り・枝打ち・間伐等）補助対象事業面積	下刈り・枝打ち・伐倒・間伐集積 面積	2.94 ha	0.35 ha	0.35 ha
農地・水・環境保全向上対策活動事業採択地区数	採択地区数	8 地区 590 ha (H19)	16 地区 954.3 ha	16 地区 954.3 ha
認定農業者数	認定農業者数（新規・再認定登録者）	65 名 (新規認定 3 名)	159 名 (新規・再認定 17 名)	157 名 (新規・再認定 27 名)
特定外来生物駆除実績	外来種（アライグマ・ハクビシン）駆除数	36 頭 (H20)	261 頭	250 頭

(2) 大気環境(有害化学物質)

～澄んだひかりかがやく空をあおぎ、おいしい空気がすえるまち～

本市では、市内10か所に設置した測定局で、二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質等の大気汚染物質を常時監視しています。

これら3物質の推移を見ると、全国で公害が問題化した昭和40年代初頭に比べると、その後、全国的な取組や市内事業者の協力により、現在では大幅に改善しています。

この項目の傾向として、観測を行っている大気汚染物質のほとんどは、長年にわたり環境基準を達成し、緩やかに減少しているか、ほぼ横ばいとなっています。

ただし、(P.13) 光化学スモッグの原因となる「光化学オキシダント」については、環境基準を達成した観測局はなく、令和元年度は光化学スモッグ注意報が6日(6回)発令されており、大気の観測項目で唯一、評価が「×」でした。

● 二酸化硫黄（SO₂）

硫黄酸化物（SO_x）の代表的な成分で、石油や石炭を燃焼させると含有する硫黄分が空気中の酸素と化合して発生します。

排出規制の強化や低硫黄燃料の使用を進めてきた結果、環境基準を達成しており、近年は低濃度の状態が続いています。

● 二酸化窒素（NO₂）

窒素酸化物（NO_x）の代表的な成分で、燃焼時に燃料中の窒素や空気中の窒素が酸素と化合して発生します。

主な発生源は工場や自動車ですが、都市部ではビルなどで使用する小型ボイラーや家庭の厨房からの総排出量も無視できないものになっています。

市内では、自動車の往来が盛んな福王台測定局や大曾根測定局が、他の測定局に比べて高い値となっていますが、環境基準を達成しています。

● 光化学オキシダント（O_x）

光化学オキシダント（O_x）は、窒素酸化物と炭化水素などが太陽からの紫外線を受けることで光化学反応を起こし生成される物質で、夏季に日射が強く、高温・無風などの条件が重なり、光化学オキシダント濃度が一定値を超えたときに光化学スモッグ注意報が発令されます。

昭和40年代後半に比べると注意報の発令回数はかなり改善していますが、令和元年度においても光化学オキシダントは、市内一般測定局の平均で259時間基準値を超過し、光化学スモッグ注意報が6日（6回）発令されています。

大気汚染問題は、自動車の利用や野焼きといった個人レベルの問題から、市町村・県・国といった広範囲で対策を講じていかなければならない問題があります。

こうした汚染原因物質の発生源である臨海部の工場等におけるばい煙発生施設については、協定を締結してより厳しい規制を行っています。

● 一酸化炭素（CO）

一酸化炭素（CO）は、炭素を含む燃料が不完全燃焼する際に発生するもので、自動車が主な発生源となっています。市内では、館山道及び国道16号の2か所の自動車排出ガス測定局で測定しており、環境基準を達成しています。

● 浮遊粒子状物質（SPM）・微小粒子状物質（PM_{2.5}）

浮遊粒子状物質（SPM）は、大気中の浮遊粉じんのうち粒径が10ミクロン以下のものを指し、工場や自動車の排出ガスのほか、土壌の舞い上がりなどの自然現象によっても発生します。市内では減少傾向にあり、全測定局において環境基準を達成しています。

また、微小粒子状物質（PM_{2.5}）について、令和元年度は、市内2か所で測定しており、環境基準を達成しています。

(2) - 1 大気環境・有害物質の監視を継続する

○実施する施策	令和元年度取組状況
○自家焼却・野焼きの廃止指導の徹底と監視パトロール体制の強化	(廃棄物対策課) ・ 広報紙による啓発 ・ 苦情対応時に指導を行う。 ・ 残土埋立て・不法投棄パトロール時に合わせて監視(週6日)
○大気汚染物質に対する監視の継続と市民への情報提供	(環境管理課) 光化学オキシダント濃度の監視体制と注意報の発令 令和元年度発令回数 6回 市民生活安全メールによる配信実施
○ダイオキシン類を含む有害化学物質に対する監視の継続と市民への情報提供	(環境管理課) 有害大気汚染物質モニタリング調査として、ダイオキシン類年4回(2か所)、ベンゼン年12回(1か所)について測定している。また、県においてベンゼン等を年12回(1か所)測定し、併せて結果を公表している。(いずれも環境基準達成)
○事業所等における有害化学物質の管理徹底の推進	(環境管理課) P R T R法による指導の他、環境保全に関する協定事業所から年間計画書等の提出を求め、指導している。
○発生源施設に対する立ち入り調査の実施	(環境管理課) 5事業所5施設について立ち入り調査を実施、不適合施設は無かった。
○公害防止施設の設置指導	(環境管理課) 環境保全条例及び環境保全に関する協定に基づく事前協議により指導を行った。(条例4件、二者協定16件、三者協定2件)
○農薬の一斉空中散布の適正な実施の指導	(農林振興課) 市植物防疫協会が実施 広報紙及び広報無線により周知、全域ラジコンヘリの使用、市職員の立会い(7/7~7/18、7/22実施) (散布面積 678.65 ha)
○農業用廃プラスチック処理対策の推進	(農林振興課) 農業用マルチ・ハウス用ビニール等の回収処理 塩化ビニール、ポリエチレン 48.7 t

(2)－2 交通による大気汚染、騒音・振動を解消する

○実施する施策	令和元年度取組状況
○低公害車の普及推進(公用車の採用等)	(管財契約課) 公用車の購入又は更新に際し、低排出ガス車を採用した。 平成17年規制75%低減車1台、50%低減車1台、平成19年規制車75%低減車1台を購入した。
○アイドリングストップ運動の推進	(環境管理課) 千葉県からの広告物により啓発した。 【参考掲載】 平成20年度に31施設42か所に看板(独立柱)を設置、17施設40か所に簡易看板を設置した。
○植樹帯の設置又は設置要請	(環境管理課) 緑地保存協定の締結 椎の森工業団地隣接緑地の管理
○歩行者、自転車利用者が利用しやすい歩道、道路の整備	(土木管理課) 歩行帯整備 L = 46 m (土木建設課) あんしん歩行エリアに指定されている区域内において、「特定交通安全施設等整備計画」に基づき、工事を実施した。(長浦小中学校線他の交通安全施設設置)
○バリアフリーを考慮した歩道の整備	(土木建設課) 「袖ヶ浦市交通バリアフリー基本構想」における重点整備地区内において、「特定交通安全施設等整備計画」に基づき、歩行空間のバリアフリー化整備を実施した。 【参考掲載】 計画したバリアフリー化は、平成27年度までに完了した。
○地域公共交通システムの導入と運営	(企画課) 交通空白地域における移動手段を確保するため、地域住民・NPO等が主体となって運営する地域支え合いの仕組みについて支援する。 平川いきいきサポート 提供会員数21名 利用会員数61名
○新たな歩道、自転車道整備の検討	(土木建設課) 袖ヶ浦市道路網整備計画2020を策定中

(2)－3 悪臭対策を進める

○実施する施策	令和元年度取組状況
○環境の保全に関する協定に基づく監視と指導の継続、徹底	(環境管理課) 環境の保全に関する協定締結事業所8事業所の11地点で調査実施し超過地点は無かった。
○家畜糞尿処理施設の導入促進、支援	(農林振興課) 家畜排泄物法対象農家 37 整備済み 35 整備しない 2

環境指標					
環境指標	指標の算定方法等	評価方法	基準値 基準年度 (H17)	R1	評価
空気・水のきれいさに満足している市民の割合	市民意識調査	基準年度より増	44.7 %	55.5 %	○
二酸化硫黄	1時間値の1日平均値が0.04 ppm以下かつ1時間値0.1 ppm以下	環境基準	0.04 ppm	一般測定局平均 0.002 福王台（自排） 0.002	○
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04 ppmから0.06 ppmまでのゾーン内、またはそれ以下	環境基準	0.06 ppm	一般測定局平均 0.008 福王台（自排） 0.012 大曾根（自排） 0.012	○
光化学オキシダント	1時間値が0.06 ppm以下	環境基準	0.06 ppm	基準超過時間 259時間 （平均） 注意報等発令日数 6日	×
一酸化炭素	連続8時間1時間値平均が20 ppm以下かつ1時間値の1日平均値が10 ppm以下	環境基準	10 ppm	福王台（自排） 0.2 大曾根（自排） 0.3	○
浮遊粒子状物質	連続24時間1時間値の1日平均値が0.10 mg/m ³ 以下かつ1時間値0.20 mg/m ³ 以下	環境基準	0.10 mg/m ³	一般測定局平均 0.015 福王台（自排） 0.015 大曾根（自排） 0.013	○
ベンゼン	年平均値が0.003 mg/m ³ 以下	環境基準	0.003 mg/m ³	長浦 0.0014 横田 0.0010	○
ダイオキシン類	1年平均値0.6 pg-TEQ/m ³ 以下	環境基準	0.6 pg-TEQ/m ³	長浦 0.021 横田 0.038	○

その他の指標の推移

指 標	指標の算定方法等	基準年度 (H17)	H30	R1
大気発生源立入り調査件数及び超過件数	立入り調査件数及び超過件数	1/10	0/5	0/5
公用車における低公害車の導入台数（低排出ガス車含む。）	低公害車の導入台数（低排出ガス車含む。）	15 台	93 台	95 台
市内バス利用者数等	市内バス利用者数等（年間合計）	のぞみ野長浦線 51,051 人 平岡線 48,498 人 馬来田線 74,279 人 ガウラ号 3,729 人 計 177,557 人	のぞみ野長浦線 49,329 人 平岡線 40,829 人 馬来田線 52,905 人 代宿袖ヶ浦 BT 33,882 人 計 176,945 人	のぞみ野長浦線 54,708 人 平岡線 45,217 人 馬来田線 55,091 人 代宿袖ヶ浦 BT 35,747 人 計 190,763 人
駅別鉄道乗者数	駅別鉄道乗者数（駅別・1日当たり平均値）	長浦駅 6,726 人 袖ヶ浦駅 3,872 人 横田駅 303 人 東横田駅 181 人	長浦駅 6,121 人 袖ヶ浦駅 5,427 人 横田駅 179 人 東横田駅 発表なし	(7月公表予定)
公害苦情受付件数（大気・悪臭・騒音振動）	大気・悪臭・騒音振動、苦情受付件数	大気 47 悪臭 23 騒音 10 振動 2	大気 6 悪臭 22 騒音 16 振動 2	大気 2 悪臭 7 騒音 13 振動 1

(3) 河川・水環境

～安心してのめる水、清らかな小櫃川の流れ、

釣りや水あそびのできる水辺のあるまち～

本市の水道水源は、その70%が市内最大の河川である小櫃川からの取水であり、残りが地下水からの取水によるものです。

市内の河川の水質をみると、最大の河川である小櫃川は、比較的良好な水質を維持しており、水道水利用に適するような「きれい」(BOD 3mg/L以下)な水です。

一方で、中小河川の笠上川では、生活排水の影響と思われる汚濁がみられ、「よごれている」(BOD 5mg/L～8mg/L)状態です。

しかしながら、公共下水道事業をはじめ、農業集落排水事業や合併浄化槽の普及による生活排水対策、また家畜糞尿処理施設の導入促進などによって、かつてみられた「非常によごれている」(BOD 10mg/L超)状態は現在ではみられなくなっています。

海域では、C類型(市東部)で環境基準を達成していますが、より基準の厳しいB類型(市西部)では環境基準が未達成となっています。

東京湾は、環境基準の達成率が低いことから、流域の21自治体が総量規制地域に指定され、COD、窒素、りんについて削減計画に基づいた対策が取られています。

また、一定規模以上の事業所について、協定を締結してより厳しい規制を行うとともに、立ち入り調査により協定値の遵守状況の確認・指導を実施しています。今後も流域自治体が一体となった取組を進めることが必要です。

この項目の取組状況で、変化の大きいものは、特にありません。

(P.18) 環境指標の評価で、海域のC類型では環境基準を満たしていますが、B類型では環境基準を満たしていないため、評価は昨年に引き続き「×」となっています。

水質の改善に向けて、沿岸自治体により広域的な浄化対策を進めています。



●小櫃川水質データ

調査地点名	年度	調査回数	生物化学的酸素要求量 (BOD)				
			単位 : mg/L				
			環境基準	測定結果	平均値	適合率	75%値
小櫃橋	平成15年度	12	3.0	1.2 ~ 3.0	2.0	92%	2.3
	平成16年度	12		0.8 ~ 2.3	1.6	100%	2.0
	平成17年度	12		0.9 ~ 2.8	1.7	100%	1.8
	平成18年度	12		0.9 ~ 3.5	1.7	92%	2.1
	平成19年度	12		1.1 ~ 3.8	1.9	92%	2.1
	平成20年度	12		0.7 ~ 6.6	1.9	92%	2.0
	平成21年度	12		1.1 ~ 2.8	1.6	100%	1.8
	平成22年度	12		0.6 ~ 2.8	1.5	100%	1.5
	平成23年度	12		0.6 ~ 2.3	1.4	100%	1.7
	平成24年度	12		0.6 ~ 1.9	1.4	100%	1.7
	平成25年度	12		0.8 ~ 2.1	1.5	100%	1.7
	平成26年度	12		0.6 ~ 3.1	1.6	92%	2.1
	平成27年度	12		0.7 ~ 1.8	1.2	100%	1.2
	平成28年度	12		0.8 ~ 2.2	1.5	100%	1.5
	平成29年度	12		0.8 ~ 2.2	1.5	100%	2.1
	平成30年度	12		0.6 ~ 4.2	1.8	100%	2.0
	令和元年度	12		0.7 ~ 1.7	1.2	100%	1.4
宮川橋	平成15年度	12	3.0	0.8 ~ 2.1	1.4	100%	1.5
	平成16年度	12		0.5 ~ 2.5	1.3	100%	1.4
	平成17年度	12		0.7 ~ 3.1	1.6	92%	1.9
	平成18年度	12		0.9 ~ 3.5	1.6	92%	1.7
	平成19年度	12		0.7 ~ 1.7	1.2	100%	1.3
	平成20年度	12		0.7 ~ 3.1	1.2	92%	1.4
	平成21年度	12		0.8 ~ 1.7	1.4	100%	1.5
	平成22年度	12		0.7 ~ 2.5	1.4	100%	1.4
	平成23年度	12		0.5 ~ 1.4	1.0	100%	1.2
	平成24年度	12		0.7 ~ 1.8	1.2	100%	1.4
	平成25年度	12		<0.5 ~ 1.8	1.1	100%	1.1
	平成26年度	12		<0.5 ~ 1.6	1.0	100%	1.1
	平成27年度	12		<0.5 ~ 1.4	1.0	100%	1.0
	平成28年度	12		0.6 ~ 1.9	1.2	100%	1.7
	平成29年度	12		0.8 ~ 2.2	1.5	100%	1.7
	平成30年度	12		0.6 ~ 1.5	1.1	100%	1.3
	令和元年度	12		0.5 ~ 1.5	1.0	100%	1.1

●公共下水道・農業集落排水事業の状況

(R2.3.31 現在)

農業集落排水事業		公共下水道事業供用開始区域(集排除く。)	
供用開始 3 地区の区域内 定住人口	4,318 人	行政区域内人口(住基登 録数)	64,519 人
水洗化定住人口	3,400 人	使用開始区域内人口	43,626 人
		普及率	68.6 %
		水洗化人口	42,323 人
		水洗化率	96.9 %

(3) - 1 水循環への負荷を減らす

○実施する施策	令和元年度取組状況
○汚水適正処理構想に基づく 事業実施	(下水対策課) 平成 27 年度に見直した「汚水適正処理構想」に基づき、公 共下水道整備を進めている。また、農業集落排水については計 画区域の整備を完了している。
○公共下水道、農業集落排水の 整備、普及率向上	(下水対策課) 【農業集落排水】 東部地区：90%・松川地区：89%・平岡地区：70% 【公共下水】 普及率 68.6 % (農業集落排水松川地区含む。) 処理人口 44,288 人
○公共下水道、農業集落排水へ 接続のための助成制度	(下水対策課) ・助成金 0 件 (対象世帯無し) 汲取り便所から下水道へ改造 3 万円/槽 し尿浄化槽から下水道へ改造 2 万円/槽 ・貸付金 (無利子) 1 件 一般住宅 1 件 600 千円 ・平岡地区利子補給 R1 4 件
○生活排水の負荷についての 周知	(下水対策課) 広報紙及びイベント開催時に啓発
○事業者への排水適正管理の 指導	(環境管理課) 事前協議制度の中で指導 発生源の立入調査を実施 22 事業所調査 超過無し
○浄化槽の保守点検、清掃など の適正な維持管理の指導	(下水対策課) 補助する合併浄化槽設置時の指導及び広報紙による周知
○県と協力した地下水汚染調 査の継続	(環境管理課) 市内 2 か所で行った (異常無し)

(3)－2 河川、ため池など水環境とのふれあいを確保する

○実施する施策	令和元年度取組状況
○農業用ため池周辺の環境整備 (光福堰・藤井堰・野里堰)	(農林振興課) 草刈や植栽管理などの維持管理を地元へ委託し良好な環境保持を図った。

環境指標					
環境指標	指標の算定方法等	評価方法	基準値 基準年度(H17)	R1	評価
空気・水のきれいさに満足している市民の割合	市民意識調査	基準年度より増	44.7%	55.5%	○
農業集落排水普及率・水洗化率	農業集落排水普及率・水洗化率	基準年度より増	普及率 4.4% (2,671人) 水洗化率 75.0% (2,002人)	普及率 6.7% (4,318人) 水洗化率 79.0% (3,493人)	○
公共下水道、普及率・水洗化率(松川地区含む。)	公共下水道、普及率・水洗化率	基準年度より増	普及率 67.7% 水洗化率 92.0%	普及率 68.6% 水洗化率 96.9%	○
小櫃川	環境基準 BOD75%値	環境基準	BOD 3 mg/L	宮川橋 1.1 mg/L 小櫃橋 1.4 mg/L	○
海域	環境基準 COD75%値 B類型 C類型	環境基準	B類型 3.0 mg/L	B類型 6.6 mg/L	×
			C類型 8.0 mg/L	C類型 7.3 mg/L	○

その他の指標の推移

指標	指標の算定方法等	基準年度 (H17)	H30	R1
排水発生源立入り調査件数及び超過件数	立入り調査件数及び超過件数	1/27	0/22	0/22
合併処理浄化槽・生活廃水処理施設設置補助件数	年間設置件数 (年間補助件数)	合併 94(59) 生活排水 2	合併 120(27) 生活排水 2	合併 141(21) 生活排水 2
汚水処理率	(公下+農集排)水洗化人口+合併浄化槽人口/人口	70.1%	89.8%	90.0%
公害苦情受付件数(水質)	公害苦情受付件数(水質)	水質 10	水質 4	水質 7
中小河川	BOD75%値(12地点の最小値:最大値)	最小 1.7 mg/L (久保田川:不渡堰) 最大 3.8 mg/L (松川:砂子田)	最小 1.2 mg/L (久保田川:不渡堰) 最大 5.0 mg/L (蔵波川:上蔵波)	最小 0.8 mg/L (槍水川:槍水橋) 最大 5.5 mg/L (笠上川:笹上)
し尿等受け入れ処理量	浄化槽汚泥・生し尿	浄化槽: 9,435kl し尿: 2,685kl	浄化槽: 9,837kl し尿: 1,375kl	浄化槽: 9,893kl し尿: 1,432kl

(4) 景 観

～富士山のみえる田園風景が残るまち～

本市の景観は、臨海部の工業的な世界と、それとは対比的な田園、自然空間との共存に特徴づけられ、富士山とアクアラインの見える田園風景はその特徴の一つといえます。

また、長浦駅前、蔵波台、福王台などの住宅地も、今では公園をはじめとする豊かな緑が快適な住環境を醸成し、その街並みは市街地を代表する都市景観となっています。これらの景観を保全していくためには、市街地における建築物の調和や緑地の保全と緑化の推進をはかるとともに、本市の景観の主要な構成要素である里山や丘陵地に残る森林、坂戸の森などの社寺林の保全などを進めていくことが求められます。しかし、これらの景観資源を保全していく上で、ごみの不法投棄や、管理の担い手不足によるササ・竹の繁茂による質の低下といった問題が顕在化しています。

この項目では、(P. 20) その他の指標の推移のうち、放置自転車の撤去数が、平成27年度の43台と比較すると、30年度は5台、令和元年度は2台と、大幅に減少しています。これは袖ヶ浦駅及び長浦駅周囲がきれいに整備されたことで、自転車を放置しづらい環境ができたものと考えられます。(P. 20)「まちがきれいだと感じる市民の割合」は、58.4%で増加しています。

(4)－1 袖ヶ浦らしい景観を残す

○実施する施策	令和元年度取組状況
○景観としての農業環境の保全	(農林振興課) 多面的機能支払交付金事業 16 組織が活動 平川東部・浮戸川上流・百目木・上泉永吉・大鳥居・坂戸市場・野里・宮田・大曾根勝・山中・中下・上宿・堂谷・成蔵・神納・小路
○農村公園、フラワーラインの景観維持	(農林振興課) 神納花の15会・飯富・下新田・三ツ作・大曾根・勝・岩井の7地区のボランティアによりフラワーライン(袖ヶ浦高校～岩井地先まで約5km)の種まきをし(春はコスモス、秋はポピー)、また、年2回浮戸川沿いの草刈を実施した。(延長8,660m)
○自然散策コースの整備、案内板の設置	(環境管理課) 「蔵波小鳥の森」、「椎の森自然環境保全緑地」について、地元やボランティアと協力して維持管理に努めた。
○現状で利用可能な制度(保存樹林等補助金制度、生垣設置奨励制度)についての周知の徹底	(環境管理課) 広報紙、ホームページ等で周知した。
○県広告物条例の適用	(都市整備課) 市職員による毎月2回の除去作業及び、市が委任したボランティアによる除去作業を随時実施した。

○景観計画の運用	(都市整備課) 【参考掲載】 H25 景観計画及び景観条例を策定、H26 運用を開始した。 景観計画を適切に運用し、本市の良好な景観形成を推進した。
----------	---

(4)－2 袖ヶ浦の景観資源を発見する

○実施する施策	令和元年度取組状況
○本市の景観資源の対外的なアピール	(都市整備課) 景観まちづくり賞の実施や、景観まちづくりの取り組みについてまとめた景観まちだよりを各自治会へ回覧した。
○景観計画の運用	(都市整備課) 景観まちづくり賞を表彰し、HPや広報で紹介し景観形成の啓発を行った。

環境指標					
環境指標	指標の算定方法等	評価方法	基準値 基準年度 (H17)	R1	評価
まちがきれいだと感じる市民の割合	市民意識調査	基準年度より増	31.2 %	58.4 %	○

その他の指標の推移

指標	指標の算定方法等	基準年度(H17)	H30	R1
農地・水・環境保全向上対策活動事業採択地区数(再掲)	採択地区数 面積	8地区(H19) 590 ha	16地区 954.3 ha	16地区 949.5 ha
違反広告物簡易除却数	違反広告物撤去 枚数	1,339枚	616枚	207枚
放置自転車撤去数	公共の場所に放置している自転車の撤去数	78台	5台	2台

(5) 環境美化・ごみ問題

～ポイ捨て、不法投棄を許さないまち。 市民一人ひとりが

ごみ出しのルールをまもり、ごみの減量化につとめるまち～

●一般廃棄物

本市の廃棄物は、市の定めた一般廃棄物処理基本計画及び実施計画に基づきクリーンセンターで中間処理(破碎・選別等)を行っています。

一方、ごみの中間処理(焼却)を君津地域共同で行うため君津地域広域廃棄物処理事業として、4市と民間3社が出資する第3セクター「株かずさクリーンシステム(KCS)」を平成10年12月に設立し、平成14年4月から第1期工場の稼働に合わせ、ごみ処理を一部委託しています。また、平成17年度末には第2期工場が完成し、平成18年4月からは資源ごみを除くごみ全量を委託処理することになり、クリーンセンターでの焼却は停止いたしました。

ごみ発生量の推移

(単位：t)

区分	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
可燃ごみ	15,999	16,346	16,638	16,736	16,976	16,914	17,134	17,771
粗大ごみ等	4,045	4,590	2,407	2,422	2,333	2,293	2,370	2,577
資源ごみ回収	2,434	2,620	2,611	2,469	2,306	2,205	2,140	2,032
合計	22,478	23,556	21,656	21,627	21,615	21,412	21,644	22,380

●ごみの減量化及び資源化

近年の消費経済の発展と物流機構の発達により、私たちの生活は大変豊かになりました。しかしながら、使い捨て商品や過剰包装の氾濫による資源の浪費、ごみ量の増大がごみ処理施設の不足と相まって大きな社会問題となっています。

最近では、無駄を省き限りある資源を大切に使おうという議論が盛んに行われ、各地で様々な減量化・資源化のための施策が行われています。

本市の条例では、市だけでなく市民、事業者が参加した幅広い対策の推進と、三者それぞれの責務と義務が規定されているほか、開発事業に関して事前協議制を取り入れています。

R1 再資源化量

(単位：t)

区 分	センター	自治会	団 体	合 計
紙・布類	640.73	943.47	675.13	2,259.33
カン・金属類	487.34	79.00	27.49	593.83
ビン・ガラス類	155.18	180.99	4.93	341.10
ペットボトル	56.47	107.54	—	164.01
ペットボトルキャップ	—	6.67	—	6.67
廃食用油	—	6.92	—	6.92
使用済小型家電	152.27	—	—	152.27
小 計	1,491.99	1,324.59	707.55	3,524.13
溶融スラグ	1,867.62	—	—	1,867.62
メタル	424.16	—	—	424.16
小 計	2,291.78	—	—	2,291.78
合 計	3,783.77	1,324.59	707.55	5,815.91

この項目の取組では、(P. 2 2)「不法投棄監視員、土砂対策指導員、環境美化推進員による定期的な監視の継続、強化」において、不法投棄の異常報告件数は、令和元年度が53件となり、昨年度に引き続き多い状況ですが、ごみのポイ捨ての回収量は減少しています。(P. 2 3)「各種イベント開催時における環境美化、ポイ捨て防止の啓発キャンペーン実施」において、袖ヶ浦駅、長浦駅周辺啓発用路面標示17枚を設置し、市内を通行する方々に対し啓発を行っています。(P. 2 4)「リサイクルを実践している市民の割合」は、83.5%であり、リサイクルを実践している市民が多くなっています。

(5)－1 ポイ捨て、不法投棄を徹底して監視する

○実施する施策	令和元年度取組状況
○不法投棄監視員、土砂対策指導員、環境美化推進員による定期的な監視の継続、強化	(廃棄物対策課) ・各地区2名計10名の不法投棄監視員によるパトロール及び実施結果の報告書提出 1回/月 異常報告件数/定期報告件数 53/120 ・土砂対策等指導員として警察OB2名を臨時雇用し、残土埋立て・不法投棄パトロールを6回/週実施 (環境管理課) ・各地区2名(長浦地区4名)計12名の推進員による3回/月パトロール 報告書提出 1回/月 報告書を基にシルバー人材センターに処理委託 36回 1.15tを回収
○悪質な不法投棄、ポイ捨てに対する罰則の適用	(廃棄物対策課・環境管理課) 令和元年度は悪質な不法投棄やポイ捨てはなかったため、罰則の適用は無かった。

○各種イベント開催時における環境美化、ポイ捨て防止の啓発キャンペーン実施	(環境管理課) 広報紙に「ポイ捨てはやめよう」の記事掲載、啓発看板配布 46 枚、袖ヶ浦駅、長浦駅周辺啓発用路面標示設置 17 枚、大型看板修繕 1 枚 ポイ捨て防止啓発活動 袖ヶ浦駅周辺 参加者 57 名 長浦駅周辺 参加者 52 名
--------------------------------------	---

(5)ー2 ポイ捨て、不法投棄しづらい環境をつくる

○実施する施策	令和元年度取組状況
○市内一斉清掃の実施	(環境管理課) 2 回/年 (5/26、11/17) 実施 参加者 30,000 人 回収ごみ 59.76 t
○臨海地区清掃の実施	(環境管理課) 4 回/年 (6/19、9/11、11/13、2/12) 実施 実施機関：市、港湾事務所、事業所 回収ごみ 4.09 t
○花いっぱい運動推進	(環境管理課) ボランティア団体への花の種子配布 6 団体 1 回/年
○雑草対策事業、雑草対策協議会を通じた宅地の雑草対策の推進	(環境管理課) ・草刈機の貸出し 91 件 134 台 ・雑草地の所有者に草刈り依頼の文書を随時送付 182 件

(5)ー3 リデュース、リユース、リサイクル、リフューズによりごみを減らす

○実施する施策	令和元年度取組状況
○多量排出事業者への減量化の促進	(廃棄物対策課) ・事前協議制度による指導 ・環境の保全に関する協定に基づく年間計画書の提出 ・個別対応による指導
○ごみの発生抑制のための意識啓発	(廃棄物対策課) ・施設見学时、イベント開催時及び広報紙による啓発 ・ごみ発生量 (t/年) 可燃ごみ 17,771 t 不燃ごみ 2,577 t 資源物 2,032 t 合計 22,380 t ・センターでの焼却停止、全量かずさクリーンシステムで焼却 (H18)
○リサイクル情報提供システムによるリサイクル製品の紹介	(廃棄物対策課) 平成 27 年度末で事業廃止
○廃食油の石けんづくり支援の継続	(廃棄物対策課) 平成 27 年度末で事業廃止
○事業主として建設リサイクル、廃棄物の適正処理を進める	(学校教育課) ・主として P T A 活動による資源回収の実施。 ・児童会や生徒会によるリサイクル運動の実施。 ・給食残渣を堆肥化し、リサイクル利用を図った。 (廃棄物対策課) ・クリーンセンターで資源化、資源物搬出実績 1,378 t

○現ごみ処理の有料制(指定ごみ袋制)の見直し	(廃棄物対策課) 【参考掲載】 ・検証・検討を実施 ・平成25年10月粗大ごみ有料化実施
○現資源回収制の見直し	(廃棄物対策課) ・市内114自治会において実施 回収実績 1,325 t
○生ごみ肥料化容器補助制度の実施	(廃棄物対策課) 現状維持 ・補助件数 生ごみ肥料化容器 5基 ・機械式生ゴミ処理機 12基
○粗大ごみ処理の有料化の検討	(廃棄物対策課) 平成25年10月1日から実施
○学校給食の生ごみ、公共施設の落葉等の堆肥化およびその活用	(学校給食センター) ・給食調理時の野菜くず、給食の食べ残しを回収し堆肥化を行っている。61.0 t
○公共施設等で発生する剪定材等のコンポスト化検討	(廃棄物対策課) ・剪定枝粉碎機を市民に貸し出し 49件 3,388 kg

環境指標

環境指標	指標の算定方法等	評価方法	基準値 基準年度(H17)	R1	評価
まちがきれいだと感じる市民の割合	市民意識調査	基準年度より増	31.2%	58.4%	○
リサイクルを実践している市民の割合	市民意識調査	基準年度より増	82.5%	83.5%	○
ごみ収集量(可燃・不燃・粗大)	ごみ収集量(可燃・不燃・粗大)	基準年度より減	可燃 17,572 t 不燃・粗大 5,605 t 合計 23,177 t	可燃 17,771 t 不燃・粗大 2,577 t 合計 20,348 t	○
市民一人当たりごみ発生量(家庭系・事業系)	(家庭系・事業系)/人口/日数	基準年度より減	家庭系 可燃 11,419 t 粗大 4,485 t 719 g/日/人 事業系 可燃 6,153 t 不燃 1,120 t 329 g/日/人	家庭系 可燃 12,554 t 粗大 2,422 t 617 g/日/人 事業系 可燃 5,039 t 不燃 156 t 222 g/日/人	○

その他の指標の推移

指 標	指標の算定方法等	基準年度(H17)	H30	R1
市内一斉清掃におけるごみ収集量	市内一斉清掃(2回/年)におけるごみ収集量	90.46 t /2回/年	63.98 t /2回/年	59.76 t /2回/年
臨海清掃におけるごみ収集量	臨海清掃(4回/年)におけるごみ収集量	6.85 t /4回/年	5.01 t /4回/年	4.09 t /4回/年
ごみ指定袋販売量	ごみ指定袋(可燃・不燃)販売量(20・30・40 L 合計枚数)	可燃 3,275,500 枚 不燃 262,100 枚 合計 3,537,600 枚	可燃 3,905,000 枚 不燃 283,000 枚 合計 4,188,000 枚	可燃 4,256,000 枚 不燃 306,000 枚 合計 4,562,000 枚
自治会における資源回収実績	自治会における資源回収実績(年間合計値)	1,879.17 t	1,373.57 t	1,324.59 t
資源回収活動における回収実績	資源回収活動における回収実績(年間合計値)	1,151.06 t	746.55 t	707.55 t
生ごみ肥料化容器等購入設置実績	生ごみ肥料化容器等購入設置実績(種類別積算値)	コンポスト 19 機械式 41	コンポスト 4 機械式 8	コンポスト 5 機械式 12
剪定枝粉碎機貸出件数	剪定枝粉碎機貸出件数	40 件 1,202 kg (H19)	63 件 4,242 kg	49 件 3,388 kg
不法投棄監視員異常報告件数	異常報告件数/報告件数	17/120	60/120	53/120
環境美化推進員の報告に基づく回収量	回収ごみ重量/シルバー委託件数	13.3 t/36 回	1.39 t/36 回	1.15 t/36 回
クリーンセンターにおける資源化率	リサイクル量/総受け入れ量	30.3 %	25.6 %	25.6 %
給食残渣リサイクル量	給食残渣リサイクル量	76.0 t (H19)	72.1 t	61.0 t

(6) 放射能

～放射能の心配がない安心して暮らせるまち～

平成23年3月11日に発生した東日本大震災により、東京電力福島第一原子力発電所が被災し、大量の放射性物質が放出されました。放射性物質による環境の汚染と、これに伴う人の健康への影響を速やかに低減することが課題となっています。

小学校や公園などの公共施設での空間放射線量の測定、農畜産物に含まれる放射性物質の測定を実施していますが、いずれも基準値以下となっています。

この項目の取組状況で変更があった点は、「大気中放射線量の監視の継続と市民への情報提供」において実施している放射線量の測定について、平成24年度以降、除染対象となる0.23マイクロシーベルト/時を下回っていることから、平成28年度において、測定箇所・測定頻度の見直しを行ったことです。

見直しの結果、現在は、測定箇所を22か所から10か所とし、測定頻度を毎月から隔月としていますが、今後も測定の結果を注視し、更なる見直しを検討していきます。

(6)－1 放射能汚染の監視をする

○実施する施策	令和元年度取組状況
○大気中放射線量の監視の継続と市民への情報提供	(環境管理課) 小学校及び公園の合計10か所において年6回測定し、結果を公表している。(いずれも0.23マイクロシーベルト/時以下)
○農畜産物に含まれる放射性物質の測定と市民への情報提供	(農林振興課) 市内農産物の放射性物質検査の申請受付1品目、1検体異常無し

(6)－2 放射能汚染の低減を図る

○実施する施策	令和元年度取組状況
○ガイドラインによる除染の実施	(環境管理課) 市内の公共施設において除染の基準となる0.23マイクロシーベルト/時以上の空間放射線量は検出されなかった。

その他の指標の推移

指 標	指標の算定方法等	基準年度(H23)	H30	R1
空間放射線量測定値(最高値)	測定箇所数/測定回数/測定最高値(マイクロシーベルト/時)	22箇所/12回/0.14(マイクロシーベルト/時)	10箇所/6回/0.10(マイクロシーベルト/時)	10箇所/6回/0.11(マイクロシーベルト/時)

(7) エネルギーと地球温暖化(地球環境問題)

～市民、事業者、市が、日々の生活、業務のなかで

地球温暖化など環境を考えたライフスタイル、事業活動の選択をするまち～

私たちの生活は、大量生産、大量消費を前提とした社会経済システムのもとで発展をとげてきたと言えます。その結果、私たちの生活は物質的に非常に豊かになり、便利さも高まってきました。

こうした「便利さ」は、資源の面から見ると大量生産、大量消費による資源の濫用とごみの増大、エネルギーの面から見ると使用量の増大を引き起こしてきています。

平成28年度(2016年度)の日本のエネルギー起源の温室効果ガスの総排出量は13億700万トン(二酸化炭素(CO₂)換算)でした。省エネ等によるエネルギー消費量の減少とともに、太陽光発電等の導入拡大や原発再稼働などによりエネルギーの国内供給量に占める非化石燃料の割合の増加等のため、前年度比で1.2%減少しました。

この項目の取組状況で(P.28)「市内の地球温暖化対策実行計画の推進」におけるCO₂排出量は、第四次計画の基準年度(H27)に比べ約10.26%【暫定値】減少しています。市内の温室効果ガス排出要因の80%程度を占める電気使用量は、平成27年度に比べ令和元年度は約12.1%【暫定値】減少しています。理由として、水道事業の統合に伴う対象施設の減少が主な要因となります。

また、(P.28)「太陽熱利用、太陽光発電などの新エネルギー設備及び家庭用燃料電池等の省エネルギー設備の導入促進」では、定置用リチウム蓄電システムの補助件数が2倍以上となっています。これは、令和元年台風第15号等の自然災害による大規模停電に対する災害対策としての需要や、太陽光発電システムの固定買取制度が終了した後に、自ら使用するために蓄電池を設置していると考えられます。

(7)－1 自家用車依存を軽減する交通整備を進める

○実施する施策	令和元年度取組状況
○バス事業者への利便性向上の要請(料金、便数、運行時間帯、路線等)	(企画課) 利用状況に応じたルートの見直しやダイヤの改正をバス事業者に要望し、利便性の向上に努めている。 高速バスについては、令和元年8月から、渋谷線が増便され、利便性が向上した。
○公共交通の利用促進に関する情報の提供(関係機関、市民、市)	(企画課) 公共交通マップ、市ホームページ、広報紙、回覧板、そでMAP等で、路線図や時刻表等の情報を提供した。 路線バスの新たな利用者の掘り起こしに向け、バスの乗り方教室の開催や無料お試し乗車を実施した。
○自転車駐車場の管理運営	(都市整備課) 適正な維持管理により、利用者の利便性向上に努めた。

○信号機、道路標示等の交通安全施設の充実	(土木管理課) ・区画線 L 1,200 m ・防護柵の設置 45 m ・路面標示 1か所
○バリアフリーを考慮した歩道の整備	(土木管理課・土木建設課) 平成19年度以降は、あんしん歩行エリア等道路特定交通安全施設整備事業の中に位置付け整備を図っている。 【参考掲載】 計画したバリアフリー化は、平成27年度までに完了した。
○地域公共交通システムの導入と運営	(企画課) 交通空白地域における移動手段を確保するため、地域住民・NPO等が主体となって運営する地域支え合いの仕組みを支援した。 ・平川いきいきサポート 提供会員数21名、利用会員数61名

(7)ー2 地球温暖化を意識したエネルギー利用を進める

○実施する施策	令和元年度取組状況
○庁内の地球温暖化対策実行計画の推進	(環境管理課) 燃料の使用量削減、節電、節水等に努めた。 温室効果ガス排出量 9,103,086.6 kg-CO ₂ (基準比-10.26%) 【暫定値】
○地球温暖化に関する情報提供、意識改革	(環境管理課) 「袖ヶ浦市地球温暖化対策実行計画」の取組結果を公表、広報紙への記事掲載実施。
○省エネに関する情報発信、意識啓発	(環境管理課) 省エネポスターを掲示した。庁舎にグリーンカーテンを設置するとともに、講習会、ゴーヤの苗等の配布、緑のカーテンコンテストを実施して意識啓発を図った。
○低公害車の導入促進	(管財契約課) 公用車の購入又は更新に際し、燃費基準達成車を採用した。 平成27年度燃費基準25%向上達成車1台、20%向上達成車1台、5%向上達成車1台を導入した。
○太陽熱利用、太陽光発電などの新エネルギー設備及び家庭用燃料電池等の省エネルギー設備の導入促進	(環境管理課) 補助金を交付することで設備導入の促進を図った。 ・太陽光発電システム設置補助金 19件 ・燃料電池システム設置補助金 30件 ・定置用リチウム蓄電システム設置補助金 61件
○新エネルギー設備及び省エネルギー設備補助制度導入促進	(環境管理課) 県の補助事業を活用して補助制度を実施している。 ・太陽光発電システム設備補助を継続実施(平成20年度から)、燃料電池システム設置補助を継続実施(平成25年度から)、定置用リチウム蓄電システム設置補助を継続実施(平成27年度から)
○緑のカーテンづくりの促進	(環境管理課) 庁舎にグリーンカーテンを設置するとともに、講習会・ゴーヤ苗の配布、コンテストを実施して意識啓発を図った。

(7)ー3 環境を考えたライフスタイルの選択をする

○実施する施策	令和元年度取組状況
○日常業務や公共事業において、環境影響の配慮	(秘書広報課) 「広報そでがうら」は古紙配合率 70%の再生紙とエコマーク認定の大豆系インク「SOYINK」を使用している。 (全庁) ・他の印刷物についても出来る限り古紙配合率の高い再生紙を指定し、コピー用紙は再生紙を購入。 ・クールビズ・ウォームビズの実施。

環境指標

環境指標	指標の算定方法等	評価方法	基準値 基準年度(H17)	R1	評価
省エネに取り組んでいる市民の割合	市民意識調査	基準年度より増	85.4 %	80.0%	×
実行計画におけるCO ₂ 排出量	市役所における事業活動からの排出量	基準年度(H27)より減	10,144,250.0 (kg-CO ₂) (H27)	9,103,086.6 (kg-CO ₂) 【暫定値】	○

その他の指標の推移

指標	指標の算定方法等	基準年度(H17)	H30	R1
省エネ・再エネ設備設置補助件数	助成件数	太陽光発電 32件 (H20)	太陽光発電 24件 燃料電池 56件 リチウムイオン蓄電池 28件	太陽光発電 19件 燃料電池 30件 リチウムイオン蓄電池 61件
駅別鉄道乗車人数	駅別鉄道乗車人数(駅別・1日当り平均値)	長浦駅 6,726人 袖ヶ浦駅 3,872人 横田駅 303人 合計 10,901人	長浦駅 6,121人 袖ヶ浦駅 5,427人 横田駅 179人 合計 11,727人	(7月公表予定)
自転車駐車場利用台数	年間駐輪場利用台数(長浦駅南口・北口+袖ヶ浦駅前第1・第2北口+横田駅前+ハスターミナル)	長浦駅 南口 350,821台 北口 39,819台 袖ヶ浦駅前(南口) 第1 161,133台 第2 66,378台 横田駅前 13,460台 合計 631,609台	長浦駅 南口 240,491台 北口 57,596台 袖ヶ浦駅南口 第1 129,514台 第2 39,125台 袖ヶ浦駅北口 83,366台 横田駅前 14,400台 ハスターミナル 58,734台 合計 623,226台	長浦駅 南口 216,675台 北口 60,111台 袖ヶ浦駅南口 第1 129,166台 第2 27,043台 袖ヶ浦駅北口 76,466台 横田駅前 15,223台 ハスターミナル 53,044台 合計 577,728台

(8) 環境教育・市民意識

～市民一人ひとりが、環境に対して高い意識をもち、

環境を考えたライフスタイルの選択をするまち～

今日の複雑な環境問題に対応していくためには、市民一人ひとりが人間と環境とのかかわりについて関心を持ち、環境問題を解決するための知識や技能を身につけて、環境を考えた積極的な行動を取ることが必要であり、そのために環境学習が必要となっています。

この項目の取組状況として、(P. 30)「農村公園での農業体験の推進」では、引き続き多くの参加を得ています。

この項目には、評価基準とする明確な環境指標がないことから、その他の指標の推移のみの掲載とします。

(8)－1 未来を担う子供たちへの環境教育を進める

○実施する施策	令和元年度取組状況
○農村公園での農業体験の推進	(学校教育課) ・ひらおかの里(農村公園)を利用して、田植え、稲刈り、お飾りづくり等の体験学習を実施した。 (農林振興課) ・田んぼの学校参加者 2,147名 ・農作業体験参加者 1,936名
○水と緑の里整備などにおいて自然とふれあい親しみ様々な体験ができる場の整備・保存	(環境管理課) ・蔵波小鳥の森では、維持管理の委託により、しいのもりでは、ボランティアとの協働により整備を行い、自然にふれあえる場となっている。 ・しいのもりでは、自然散策会を行った。
○子供環境教室の実施	(学校教育課) ・東京ガスやエコシステム千葉、三井化学などの企業による出前授業を活用した環境教育を実施した。 ・自然観察会を実施した。
○こどもエコクラブの普及、推進	(環境管理課) リーフレットによる啓発を行った。
○学校教育における環境教育体験学習の実施	(学校教育課) ・6月から10月にかけて、小学校5年生、中学校2年生を対象に、県内外の自然の中での「体験活動」を実施した。 ・ホタルを飼育し、休耕田に放流した。 ・小櫃川河畔に造成されたビオトープを活用した環境教育を実施した。 ・奉仕作業で地域のごみ拾いを実施した。 ・小中学校でグリーンカーテンを作成した。
○学校での環境教育に関する補助教材の提供	(環境管理課) 「袖ヶ浦の環境」を作成し、ホームページで公表した。

○米作りや野菜作り、里山の保全等を取り入れた環境教育、環境講座の実施	(学校教育課) ・ひらおかの里(農村公園)を利用して、田植え、稲刈り等の体験学習を実施した。 (農林振興課) ・農業体験「田んぼの学校」2,147名 (農業センター) ・野菜栽培講習会、同ステップアップ講座を実施した。 (環境管理課) ・市民会館主催「子どもチャレンジ教室」に協力し、椎の森にてイベントを実施した。
------------------------------------	--

(8)ー2 大人が環境について学び、行動する機会を確保する

○実施する施策	令和元年度取組状況
○環境情報の提供や指導者の育成を図るための環境学習講座の開催	(環境管理課) ・環境学習講座を実施(4回 延べ91名参加) ・自然散策会の開催(1回中止、2回目31名)
○広報等を利用した環境問題に関する情報の継続的提供	(環境管理課) ・6月の環境月間に環境特集を掲載するとともに、適宜広報紙に掲載した。
○環境教育に関する人材ネットワーク、人材派遣窓口の検討	(学校教育課) ・体験活動推進事業におけるボランティアの参加 ・学校別に学校支援ボランティアによる環境整備の活動
○公民館、図書館、郷土博物館など公共教育施設を通じた環境教育活動の推進	(郷土博物館) フィールドアドベンチャー3回実施 49名参加 (根形公民館) 第8回地域再発見講座「保存樹木を見に行こう」 13名参加
○インターネットを活用した情報提供	(環境管理課) 自然散策会や環境学習講座などを実施においては、市のホームページ等で参加者募集の案内をした。

その他の指標の推移

指 標	指標の算定方法等	基準年度 (H17)	H30	R1
環境部門以外における環境関連講座等参加者数	環境関連講座等参加者数(年間合計値)	長浦公民館 237名/7回 郷土博物館 40名/6回	市民会館 13名/1回 長浦公民館 72名/5回 平岡公民館 10名/1回	市民会館 17名/1回 根形公民館 13名/1回 郷土博物館 46名/3回
自然散策会・環境学習参加者数	自然散策会・環境学習講座参加者数(年間合計値)	140人/5回	140人/6回	122人/5回

(9) 協働・パートナーシップ

～公共の担い手として、市民が積極的に活動するまち。

企業・小売業・消費者・行政が協力、協働するパートナーシップがあるまち～

袖ヶ浦の環境を保全し、まちづくりを進めていくためには、市民・事業者・行政がそれぞれの役割を果たし、協力していくことが不可欠であることは言うまでもありません。しかしながら、企業は商品をつくるだけ、小売業は販売するだけ、消費者は買って使用するだけといった構図から脱却するのは容易ではなく、そのための仕組みづくりを模索していく必要があります。

この項目の取組状況では、(P. 32)「企業、小売業、消費者、行政のコミュニケーションの場、ネットワークの構築」では、平成27年度からそでがうらマルシェやガウラフェスタを開催し、食の魅力などを発信しています。

(9)－1

市民、事業者、行政の協働、コミュニケーションの機会を確保する

○実施する施策	令和元年度取組状況
○企業、小売業、消費者、行政のコミュニケーションの場、ネットワークの構築	<p>(商工観光課)</p> <p>平成30年度に引き続き、「食の魅力」をテーマとして、農業・商業・工業・観光業の産業間連携による「ガウラフェスタ with マルシェ 2019」を開催し、まちなにぎわい創出と地域産業の活性化を図った。</p> <p>また、袖ヶ浦市産業振興懇談会において事業者、産業団体、市民及び市が一体となって産業振興施策を推進するため、産業間の連携及び情報共有を図った。</p> <p>(農林振興課)</p> <p>ゆりの里来場者 282,866人(4月～3月)</p>
○活動したい人と活動とを結びつける、情報ネットワークの構築	<p>(市民活動支援課)</p> <p>市民活動情報サイト及びその登録について周知を図るとともに、情報の発信、閲覧の促進に努めた。</p>

(9)－2 市民、事業者の活動を支援する

○実施する施策	令和元年度取組状況
○広報、市ホームページなどを通じたNPO等の情報発信支援	<p>(市民活動支援課)</p> <p>市民活動情報サイト及びその登録について周知を図るとともに、情報の発信、閲覧の促進に努めた。</p>
○活動企画・運営に関して学習する機会の提供などNPO組織化の支援	<p>(市民活動支援課)</p> <p>まちづくり講演会(NPO講座)の開催及び協働事業提案制度を活用して、団体等の活動の支援に努めた。</p> <p>ファシリテーション、企画・チラシづくり等の実践的なスキルを習得するステップアップ講座の開催により学習機会を提供し、人材の育成に努めた。</p>

○市民、事業者を主体とする協議会での環境イベントの開催	(環境管理課) 【参考掲載】 平成 24 年度から平成 26 年度まで、市民、事業者を主体とする「環境イベント協議会」主催による環境イベントを開催した。平成 26 年度末に協議会は解散した。
○公園、緑地管理における市民参加、自治体組織等の参加	(都市整備課) 一部の公園等では、維持管理について、自治会からの協力を受けている。また、維持管理のみではなく、草花の植栽を行い、より美しい公園の整備に取り組んでいる自治会もある。

その他の指標の推移

指 標	指標の算定方法等	基準年度 (H17)	H30	R1
環境分野における NPO 等団体数	環境分野における NPO 等団体数	6 団体	6 団体 (NPO 法人 4、環境保全活動団体 2)	7 団体 (NPO 法人 5、環境保全活動団体 2)

5. 評価及び公表

令和元年度における本市の環境施策の推進状況は、全体的に計画に沿って実行されており、環境指標についても概ね達成されています。

しかしながら、光化学オキシダントや一部の水域において、依然として環境基準を達成しておらず、また、特定外来生物であるアライグマ等の駆除数や、市の施設からの温室効果ガスの排出量が増加傾向にあることなどが、課題となっています。温室効果ガスの排出量を削減するためには、再生可能エネルギーの活用や、省エネルギーの促進（公共交通の利用促進、市内の地球温暖化対策実行計画の推進、低燃費車の導入促進）を更に進めるとともに、市民、事業者、市の全ての主体が、それぞれの役割を自覚し、連携しながら行動していくことが重要となります。

一方、近年では、内房線駅周辺の整備に伴う放置自転車の減少による景観の向上や、市内バス利用者数の増加（＝自家用車に頼らない交通手段を選択する）など、良好な環境の整備が進められています。

なお、本報告書は、環境基本計画に基づき実施された施策の状況等について、点検・評価し、その結果を公表することにより、市民・事業者と情報を共有するとともに、次年度以降の取り組みや、計画の見直し検討につなげるものとし、公表につきましては、市ホームページへの掲載といたします。

袖ヶ浦市環境審議会会長 様

「(仮称) 千葉袖ヶ浦天然ガス発電所建設計画に係る環境影響評価方法書」に対する意見について (諮問)

下記のことについて、別添写しのとおり千葉県知事鈴木栄治から照会がありましたので、袖ヶ浦市環境条例(平成11年条例第21号)第52条及び袖ヶ浦市環境審議会規則(平成12年規則第6号)第2条の規定により諮問します。
なお、答申は、令和2年9月4日までに提出をお願いします。

令和2年7月14日

袖ヶ浦市長 粕谷 智浩



記

「(仮称) 千葉袖ヶ浦天然ガス発電所建設計画に係る環境影響評価方法書」に関し、千葉県知事に対し市長意見を述べるに当たって、生活環境の保全上の見地からの意見について